

## Topics | トピックス

- ◆ 第19回社会保障審議会年金部会が開催される
- ◆ 12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了に
- ◆ DBの修正統総合利回りは9.00%～企業年金連合会「企業年金実態調査結果」(2023年度 DB調査の速報値)～
- ◆ 11月1日から老齢年金請求書等に添付する戸籍謄本等が省略可能に
- ◆ 11月はねんきん月間
- ◆ 2024年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率(最終的な納付率)で83.0%

### ◆ 第19回社会保障審議会年金部会が開催される

厚生労働省は、11月5日に第19回社会保障審議会年金部会(以下、年金部会)(部会長は菊池馨実(きくちよしみ)早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介(たまきのぶすけ)大妻女子大学短期大学部教授)を開催した。「多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方」「その他の制度改正事項」が議事とされた。

#### 【多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方について】

厚生労働省年金局は、人によって異なる多様な年金額を広報するために、第15回年金部会でさまざまなライフコースに応じた年金の給付水準を示した。このとき、委員からは年代、男女差・働き方、世帯累計といった視点から多くの意見が出された。特に、「若い世代がイメージしやすいように、20代、30代、40代と、家族形態やライフスタイルが大きく変化する年代別に年金額の水準やモデルを示してはどうか」といった意見が複数委員から出された。

第19回年金部会では第15回で出された意見を踏まえて、将来の年金額をイメージできる給付水準の示し方について厚生労働省からいくつかの検討例が示され(例)、議論が行われた。委員からは次のような意見が出された。

- 個人、特に若い年代が自身のライフコースに当てはめてイメージしやすいよう、できるだけ多様なライフスタイルを準備することが重要。
  - 2024年に65歳になる者の年金額を示すうえで、これは現在の65歳の人の例であり将来の財政検証は異なるものとなるため、給付水準も異なることを明記すべき。
  - できるだけ多くのパターンの給付水準を示し公的年金シミュレーターに誘導できるよう、積極的な広報を行うことが重要。
- など。

## &lt;例&gt; 「2024年財政検証 年金額分布推計」に基づき2024年度に65歳になり年金を受け取る者の年金額

## ■一人あたりの老齢年金額（月額）※1

①男性・厚年期間中心※2：170,223円（厚生年金102,832円、基礎年金相当※367,391円）

（参考：被保険者記録）厚年期間：39.8年、収入：50.9万円（収入は算与含む月額換算。以下同じ。）  
基礎年金相当に反映する納付済期間※4：39.6年

②男性・1号期間中心：61,188円（厚生年金14,068円、基礎年金相当47,120円）

（参考：被保険者記録）厚年期間：7.6年、収入：36.4万円  
基礎年金相当に反映する納付済期間：27.5年

③女性・厚年期間中心：129,654円（厚生年金60,403円、基礎年金相当69,251円）

（参考：被保険者記録）厚年期間：33.4年、収入：35.6万円  
基礎年金相当に反映する納付済期間：40.7年

④女性・1号期間中心：59,509円（厚生年金8,327円、基礎年金相当51,183円）

（参考：被保険者記録）厚年期間：6.5年、収入：25.1万円  
基礎年金相当に反映する納付済期間：30.0年

⑤女性・3号期間中心：75,379円（厚生年金8,887円、基礎年金相当66,492円）

（参考：被保険者記録）厚年期間：6.7年、収入：26.3万円  
基礎年金相当に反映する納付済期間：39.0年

年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）には年金生活者支援給付金が別途支給される。支給額は月額5,310円を基準に保険料納付状況に応じて変動。

・世帯の老齢年金額は上記の年金額の組み合わせとなる。例をあげると以下のとおり。

共働き世帯（①+③）：299,877円、片働き世帯（①+⑤）：245,602円、国民年金中心（②+④）：120,697円

【参考】いわゆる「モデル年金」としてお示ししている給付水準月額：228,372円（基礎68,000円：2人分、厚生年金92,372円：1人分）  
厚年期間（40年）、収入（45.5万円）の場合の老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額）の給付水準。

※1 令和6（2024）年財政検証 年金額分布推計を元に計算した経歴類型別の平均年金月額。年金額は令和6年度価格。なお端数処理により年金額の合計と内訳は一致しない。

※2 「厚年期間中心」とは厚生年金の被保険者期間が20年以上の者。「1号期間中心」とは1号被保険者期間が20年以上の者。「3号期間中心」とは3号被保険者期間が20年以上の者。

※3 「基礎年金相当額」は、基礎年金（国民年金記録の免除等を反映させたもの）、振替加算、経過的加算、付加年金の合計額。振替加算は昭和61年4月以降に強制加入となった被用者の被扶養配偶者について、加入期間が短く基礎年金の額が低額となる場合があることから生年月日に応じ基礎年金に対して行う加算。経過的加算は昭和60年の基礎年金導入時に導入された、厚生年金制度の定額部分（1階部分）と基礎年金の差額に相当する加算。付加年金は国民年金第1号被保険者が付加保険料を納めることで基礎年金に上乗せされる給付。

※4 「基礎年金に反映する納付済期間」は「40年×基礎年金相当額（付加年金を除く）/基礎年金満額」として計算。

## 【その他の制度改正事項について】

## (1) 離婚時の年金分割の請求期限の延長

民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が現行の2年から5年に延長されることに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても現行の2年以内から5年以内に延長する方向で見直されることが示された。

委員からは異論が出なかったが、年金分割に関して広報を積極的に行うことでこの制度の存在をさらに周知すべきとの意見が出された。

## (2) 被用者年金一元化に伴う厚生年金拠出金の按分率に係る特例措置の終了

私学共済の保険料率が法律で定めるとおり2027年度から18.3%に引き上がり、全実施機関の保険料率が統一されることに伴い標準報酬按分率の経過措置が2026年度で終了するとの説明があった。

2024年の財政検証で、支出費按分率を用いる激変緩和措置を終了したとしても、一元化検討当時に懸念されていた一部の実施機関の財政が悪化する事態が発生しないことが確認されたことから、当該激変緩和措置についても2026年度で終了する方向で検討されることとされた。

委員からは異論が出ず、激変緩和措置の終了により厚生年金拠出金の本来の計算になることに賛同が示された。



## ◆DBの修正総合利回りは9.00% ～企業年金連合会「企業年金実態調査結果」(2023年度 DB調査の速報値)～

企業年金連合会は10月18日、「企業年金実態調査結果」(2023年度 DB調査の速報値)を公表した。これは、企業年金連合会が2024年7月18日付で連合会会員宛に送付した調査に対する回答(回答率70.9%)から確定給付企業年金(DB)の実態に関して速報値としてまとめたもの。これによると、確定給付企業年金の2023年度の各資産の市場収益率は、国内債券が△2.20%、国内株式が41.34%、外国債券が15.27%、外国株式が42.92%となり、会員DBの資産全体の修正総合利回り(加重平均)は、会員DB全体で9.00%(単純平均は10.04%)となった(表1)。基金型の収益率は8.98%(単純平均は10.00%)、規約型の収益率は9.37%(単純平均は10.42%)。これらにより内外株式相場の上昇と為替市場の円安等により、修正総合利回りは9.00%となり、利差益を計上した制度は全体の95.4%となった。

会員DB全体で、積立基準別の分布状況は次のとおり。 \* ( )内は前年度末の単純平均。

- ① 純資産額/責任準備金(基準値:1.00) ⇒ 1.00以上692基金(98.0%)、1.00未満14基金(2.0%)
- ② 純資産額/最低積立基準額(基準値:1.00) ⇒ 1.00以上654基金(92.6%)、1.00未満52基金(7.4%)
- ③ (数理上資産額+許容繰越不足金)/責任準備金(基準値:1.00)  
⇒ 1.00以上693基金(99.7%)、1.00未満2基金(0.3%)
- ④ 純資産額/数理債務(基準値:1.00) ⇒ 1.00以上636基金(91.6%)、1.00未満58基金(8.4%)
- ⑤ 積立水準(単純平均)
  - ・純資産額/責任準備金1.22(1.21)
  - ・純資産額/最低積立基準額1.36(1.24)、
  - ・(数理上資産額+許容繰越不足金)/責任準備金1.35(1.34)
  - ・純資産額/数理債務1.33(1.22)

<表1> 2023年度 確定給付企業年金の資産運用状況

修正総合利回り (加重平均)	加重収益率			
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
9.00%	△2.20%	41.34%	15.27%	42.92%

### \*用語\*

#### ○純資産額

厚生年金基金および確定給付企業年金において、流動資産および固定資産(時価)の合計額から、流動負債および支払準備金の合計額を控除した額。

#### ○責任準備金

将来の掛金収入として、標準掛金だけでなく特別掛金も含めて考えた場合に、将来の給付のために現時点で保有しておかなければならない積立金。

#### ○最低積立基準額

厚生年金基金の解散や確定給付企業年金の制度終了に際して、加入員や受給権者の最低保全給付を支給するための給付原資。

#### ○数理上資産額

純資産額に数理的評価への調整を行う資産評価調整額を加減した額。

#### ○許容繰越不足金

純資産額が責任準備金を下回る額として繰り越すことが許容される限度額。

#### ○数理債務

将来の掛金収入として標準掛金だけを考えた場合に、将来の給付のために現時点で保有しておかなければならない積立金。

## ◆11月1日から老齢年金請求書等に添付する戸籍謄本等が省略可能に

日本年金機構では11月1日から、マイナンバーを活用した行政機関間の情報連携により取得する戸籍関係情報の本格運用を開始した。これに伴い、老齢年金請求書等に添付する戸籍謄本または戸籍抄本の一部が省略可能となった。今回、省略可能となったのは、請求者と配偶者との身分関係または請求者と20歳以下の子との身分関係を確認する場合だった。添付が省略できる書類については、日本年金機構ホームページに掲載されている「情報連携を行う届書等一覧 (PDF)」\*または各届書における案内で確認できる。

\* <https://www.nenkin.go.jp/service/mynumber/yoshiki.files/jouhourenkei.pdf>

## ◆11月はねんきん月間

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民に公的年金制度を身近に感じ理解を深めてもらうことを目的に、制度の普及・啓発活動に取り組んでいる。また、2014年から11月30日を「年金の日」と制定している。「年金の日」は、国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用して自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしてもらうことを目的としている。

「ねんきん月間」の期間中は、全国各地の市・区役所または町村役場、大学、商業施設などで、年金事務所職員などによる出張年金相談や年金セミナーなどが行われる。日本年金機構では2024年度の取り組みとして、そのほか、公式Xによる「知っておきたい年金のはなし」の発信、「わたしと年金」エッセイの過去授賞作品や動画の案内、公的年金制度の説明動画の案内、周知広報活動を行うことになっている。



11月30日は年金の日

# 11月はねんきん月間です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、**公的年金制度の普及・啓発活動**に取り組みます。

### 日本年金機構の取組内容

- アニメーション動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載等、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。
- 日本年金機構公式X（旧Twitter）で、年金制度に関するミニ講座（知っておきたい年金のはなし）を実施します。
- 年金セミナーや年金相談会、生涯年金相談会を実施します。

この機会に公的年金について考えてみませんか？

年金制度は、みんなの支えあいにより成り立っています！

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 Japan Pension Service 24081012005

「ねんきん月間」広報ポスター

## ◆2024年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.0%

厚生労働省は10月25日、2024年8月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年8月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.5ポイント増の83.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は779万月で、納付月数は646万月。

【2022年7月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.8ポイント増の84.1%であった。納付対象月数は773万月で、納付月数は650万月。

【2023年7月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.0%であった。納付対象月数は772万月で、納付月数は633万月。

なお、都道府県別に見ると、2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は91.8%、2年経過納付率は92.1%となった。1年経過納付率が最も高いのは新潟県の90.2%。